

用語解説

【あ行】

歩いて暮らせるまちづくり

日常生活や都市での活動に必要な諸機能がコンパクトにまとまり、公共交通の利便性の高い市街地を形成すること。移動手段を自動車だけに頼らなくとも生活できることで、高齢者を始めとするすべての人が暮らしやすく、また様々な活動を効率よく行うことができ、環境負荷を軽減する空間となることが期待される。

海業

漁業と市民との交流や漁業からマリンレジャーまで、海を利用して成り立っている様々な業を総称した新しい産業構造

エコ・ミュージアム

ある一定の文化圏を構成する地域の人々の生活とその自然、文化および社会環境の発展過程を歴史的に研究し、それらの遺産を現地において保存、育成、展示することによって、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする野外博物館

NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された法人。NPOとは、Non Profit Organizationの略であり、継続的・自発的に、まちづくり、環境保全、福祉の増進などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体の総称

【か行】

街頭インタビュー

本プランの内容に、主に平塚市への来街者の意向を反映することを目的として、平成18年12月に、平塚駅周辺の街頭で聞き取り調査を実施した。

街頭犯罪認知件数

ひったくり・街頭における暴行・自動車盗・自転車盗・車上ねらい・部品ねらい・自動販売機ねらいなどの合計で、警察において発生を認知した事件の数。出典は警察庁犯罪統計

環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

環境負荷の少ないエネルギー利用

運輸部門においては、乗用車対策、トラック対策、燃料対策などがある。

環境負荷の少ない循環型都市システム

環境に配慮した都市の体系や制度

既成市街地

平塚駅からおおむね1km～4km圏にあたり、ほぼ宅地化している地域

業界アンケート

本プランの内容に関係する業界（商店街、製造業者、市民活動団体）の意向を反映することを目的として、平成18年12月にアンケート調査を実施した。

京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議（「気候変動に関する国際連合枠組み条約」第3回締結国際会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本では2008年から2012年までの間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。2005年2月に正式に発効した。

グリーンベルト

震災時などにおける延焼の防止、環境の保全、レクリエーション利用に役立てるといった目的のために、幹線道路などに配置される街路樹のこと

景観協定

景観法に基づく建築の形態意匠に関する基準などの物理的基準のほか、花を飾ることやショーウィンドウの照明の時間などに関する事項について、土地所有者などの全員合意により協定を結ぶ制度

減災

事前の予防策を講じることで、災害発生時の被害を最小限に食い止めること

建築協定

建築基準法に基づき一定区域内における建築物の敷地・用途・形態等に関するルールを住民などの全員合意により定め、お互いを守ることを約束して、良好な居住環境を図る制度

公共サイン

人々を分かりやすく目的の場所へ誘導し、また、その場所を案内・説明するといった案内・誘導機能に加え、交通標識といったその場所での規制・警戒などのルールを表示する機能、その他の公共的に必要な情報や公共的な宣言・PRなどを行う掲示・公表機能と共に、良好な景観を形成する役割も担っている。

交通安全施設

交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示、横断歩道橋、防護柵、街路灯、カーブミラーなど

交通需要マネジメント

自動車利用者の行動を変えることで、道路渋滞を始めとする交通問題を解決する手法。経路変更、パークアンドライド、相乗り、カーシェアリング、共同集配、時差通勤、フレックスタイム、職住近接、在宅勤務、ロードプライシングなど

交通バリアフリー

高齢者や障がい者など、誰もが楽に電車やバスの乗り降りができ、また、駅から周辺の目的地まで安全に行き来ができ、自立した日常生活を送ることができるように、電車やバスを利用した移動の利便性および安全性の促進を図り、移動しやすい環境の整備を行うこと

高度地区

都市計画法によって建築物の高さの最高限度また最低限度が定められている地区のこと

コミュニティ／コミュニティ活動

共通の目的や問題意識をもち、相互の情報交換や情報共有を通じて、共同で目的の実現を推進する人の集まり。自治会を始めとして、地域のつながり（地縁）によって集まる地域コミュニティや個々の関心や趣味など特定のテーマによって集まるテーマコミュニティがある。

コミュニティ道路

歩道を広くとったり、植栽やベンチなどをつけたりするなど、地域（コミュニティ）の人が安全で快適に歩いたり、休んだりすることができるよう工夫した道路

コミュニティビジネス

市民が主体となって、子育て支援や高齢者支援など地域が抱える様々な課題をビジネスの手法により解決し、その活動の利益を地域に還元するという事業のこと。地域のためになるだけでなく、働く人の生きがいや働きがいにもつながると期待されている。

【さ行】

サイクル&バスライド

市街地の外縁部において自動車利用からバス利用へ誘導させるため、バス停の付近に自転車駐車を整備するなどにより、バス利用者の利便性を向上させる施策

産学公連携

企業と大学と行政の連携のこと

市街化区域

都市計画法に基づき指定された既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域

都市計画法に基づき指定された区域区分の1つであり、市街化区域と対をなす。市街化を抑制すべき区域であり、この区域では開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。

市街地再開発事業

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、中心商店街や駅前を始めとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区などの再整備を行う事業

市民アンケート調査

本プランの内容に市民の意向を反映することを目的として、平成18年12月にアンケート調査を実施した。市民のなかから5,000名を無作為に抽出し、郵送で配布し回収した。回収数は1,770票、回収率は35.6%

また、平塚市総合計画策定に関する市民意識調査など既存のアンケート調査の結果も、本プランの内容に反映させた。

市民農園

市民がレクリエーション目的などで小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園

循環型都市システム

「環境負荷の少ない循環型都市システム」の項を参照

省資源・省エネルギー

省資源とは、資源を効率的につかう、原材料に再生品をつかう、生産過程で発生する廃棄物を減らすものを長期間つかうなどによって資源を節約すること
省エネルギーとは、産業活動や日常生活などにおいて、エネルギーを効率的に利用すること

湘南ひらつかビーチパーク

1990年に湘南海岸一帯で開かれた「サーフ90」がきっかけで、1991年に平塚海岸に誕生した。ビーチバレー、ビーチサッカーなどが一年中楽しめる。

情報通信技術

ICTともいう。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称

進行市街地

平塚駅からおおむね4km～5km圏にあたり、既成市街地の周辺に位置し宅地の間にまだ農地が幾分みられる地域

新市街地

土地区画整理事業により計画的な道路整備や宅地造成が進んでいる地域

砂浜の養浜

海辺に土砂（砂）を人工的に供給し海浜を回復すること

生産緑地地区

生産緑地法に基づいて、市街化区域内にある農地などで、宅地化をせず公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の観点から保全するものをいう。都市計画に「生産緑地

区」として定めると、税制の優遇を受け一方で、農地などとしての管理が義務づけられ、建築行為などが制限される。

ゼロエミッション

循環型社会を構築するために、生産－流通－消費－廃棄の各段階で、排出物（エミッション）を限りなくゼロに近づけること

総合設計制度

建築基準法の規定により、一定規模以上の建築計画において、公開空地の確保などにより、市街地環境に資する建築物の容積率や高さ制限などを緩和する制度

【た行】

宅地化農地

平成3年（1991年）の生産緑地法の改正により、市街化区域内の農地はすべて「宅地化する農地」と「保全する農地」とに区分され、宅地化農地については、計画的な土地利用転換を通じて、住宅・宅地の供給を進めることが求められている。

多面的機能

「農地の多面的機能」の項を参照

団塊の世代

第二次世界大戦直後の昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代

地域生活圏

日常生活や都市での活動に必要な諸機能がコンパクトにまとまった生活圏。「歩いて暮らせるまちづくり」の項を参照

地域地区

都市計画法に規定され、用途地域、高度地区、風致地区などの種類がある。

地域別懇談会

主に本プランのなかの「地域別の方針」の内容に市民の意向を反映することを目的として、平成19年10月～12月に、7地域×3回の計21回の地域別懇談会を実施した（延べ参加者数は233名）。第1回目は、この10年間で地域のまちづくり上の問題や課題が、どのように変わったかについて意見交換を行った。第2回目は、地域のまちづくり上の問題や課題と目標について意見交換を行った。第3回目は、第1回と2回目の懇談結果を踏まえ地域のまちづくり方針を作成し、また、地域主体のまちづくりの進め方について意見交換を行った。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの量が増えることで、地球全体の平均気温が上昇し続けている現象のこと

地球温暖化効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書においては、6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっている。

地区計画

都市計画法に基づき、地区レベルのまちづくりの要請に応え、住民生活に結びついた地区を単位として、建物の用途や容積率、高さ、道路、公園などの配置などについて地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める制度

東海地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地方に大規模な地震が発生した場合に著しい災害が生ずるおそれのある地域を対象に指定されたもので、昭和54年8月7日に本市を始め8市11町が県内で指定されている。

東京都市圏パーソントリップ調査

1都4県4政令指定都市（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・茨城県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市）にて共同で行う交通に関する調査で、10年に一度実施

道路空間の再配分

道路を構成する車道、歩道、植樹帯などについて、全体の幅は変更せず、利用の仕方にあわせ必要な幅を検討し、各断面幅を再配分すること

特定保留区域

都市計画法に基づく「市街化区域と市街化調整区域の区域区分」の定期見直し時に、位置などを明示しておき、計画的な市街地整備の見通しが立った段階で、随時、市街化区域に編入できることとする区域

都市計画

都市計画には、市街化区域と市街化調整区域、地域地区、都市計画道路、都市計画公園、地区計画、土地区画整理事業など市街地開発事業などがある。

都市施設

都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設のこと、道路、公園、河川、学校、病院など

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、土地所有者などから土地の一部を提供してもらい、道路や公園など新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を形成することにより居住環境などの向上を図るもの

【な行】

なぎさプロムナード

平塚駅と平塚海岸をつなぐ広幅員の道路の名称

農地の多面的機能

農地は生産機能以外に、環境保全機能（みどりやオープンスペース、都市環境負荷軽減、騒音緩衝など）、レクリエーション機能（教育、体験、交流など）、防災機能（災害拡大防止、避難所など）、景観構成（地域の景観、うるおいなど）など多面的な機能をもつ。

農用地区域

農業振興地域内の土地で長期にわたり農業上の利用を行うべき土地として、開発などの行為や指定用途以外の利用が制限される区域

ノーカーデー

自家用車利用を自粛するキャンペーン

ノンステップバス

出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバス

【は行】

パブリックアート

特定の公共空間に設置し展示する芸術的な作品

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上で、行動の妨げとなる障害を取り去った生活空間のあり方のこと。具体的には歩行空間の段差解消や公共施設におけるエレベーターの設置、案内などの点字表示などがあげられる。

ビオトープ

生態系を維持しながら、様々な生物が共存し続けている場所

平塚市交通バリアフリー基本構想／平塚市福祉のまちづくりモデル地区整備計画

交通バリアフリー法に基づき、道路の段差解消などを市民参加のもとに位置づけた本市の既存の計画

平塚市まちづくり条例

まちづくりの基本理念や市民・事業者・市の責務など、本市のまちづくりにおける基本的事項のほか、地区住民が主体となっていく地区まちづくりのしくみや手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めたもの。平成20年7月1日施行

風致地区

都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために定められる地区。都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観及びそれと一体となった史跡名勝などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める。

【ま行】

まち工房

まちづくり政策課に設置しているまちづくりに関する情報・相談の場。図書の閲覧やまちづくりに関する情報の収集、地区計画・建築協定などまちづくりに関する疑問や相談の場となっている。

マリレジャー

海洋スポーツのことで、ヨット、ダイビング、水上スキーなど

モビリティマネジメント

個人のモビリティ（移動）が望ましい方向へ変化することを期待するものであり、コミュニケーションのなかで公共交通への行動転換意識を高めていくもの

【や行】

遊休農地

過去1年以上、不作付の状態となっている農地

ユニバーサルデザイン

すべての人にとって共通に、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境をデザインしていくという考え方

用途地域

都市計画法によって建物用途の混在を防ぐことを目的として定めるもの。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。

【ら行】

リサイクル

製品化された物を再資源化し、利用して新たな製品などをつくること（再利用）。リデュース（減量）、リユース（再使用）とあわせ、循環型社会の構築に向けて「3R」と呼ばれる。

レンタサイクル

観光やレクリエーション、買い物、通勤通学、業務などの目的のために自転車を貸し出すこと